

〔注〕平成16年3月から改正経過を注記した。

改正

平成7年3月28日条例第9号

平成10年6月30日条例第20号

平成15年3月28日条例第9号

平成16年3月30日条例第11号

平成23年3月28日条例第4号

平成25年3月29日条例第15号

平成25年9月25日条例第37号

荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例

荒尾市母子家庭医療費助成に関する条例（昭和50年荒尾市条例第10号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する20歳未満の児童を、その父又は母の一方が現に扶養している家庭をいう。

- （1） 父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）を解消し、現に婚姻をしていない児童
- （2） 父又は母が死亡した児童
- （3） 父又は母の生死が明らかでない児童
- （4） 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- （5） 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- （6） 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- （7） 父又は母が海外にあるため、その扶養を受けることができない児童
- （8） 父又は母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている児童

(9) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(10) 前号の児童に該当するかどうか不明な児童

2 この条例において、「児童」とは、前項に掲げる場合を除き18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

3 この条例において、「父母のない児童」とは、父母と死別した児童及びこれに準ずる次に掲げる児童をいう。

(1) 父母の生死が不明な児童

(2) 父母から遺棄されている児童

4 この条例において、「ひとり親家庭等」とは、ひとり親家庭及び父母のない児童をいう。

5 この条例において、「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

6 この条例において、「医療費」とは、疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び社会保険各法に規定する保険給付の対象となる費用（ただし、入院時食事療養費、移送費、家族移送費及び疾病手当金並びに交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費を除く。）をいう。

7 この条例において、「一部負担金」とは、国民健康保険法及び社会保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。ただし、入院時食事療養費に係る負担額を除く。

8 この条例において、「付加給付等」とは、社会保険各法の規定による付加給付並びに国民健康保険法及び社会保険各法の規定による高額療養費をいう。

（助成の対象者）

第3条 この条例に定める医療費の助成対象者（以下「助成対象者」という。）は、国民健康保険法の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ、本市に住所を有するひとり親家庭の父又は母及びその者に扶養されている児童並びに父母のない児童とする。

（助成の制限）

第4条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、次条の規定にかかわらず、この条例

に定める医療費を支給しない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令等により医療費の給付を受けるとき。
- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条から第10条までに規定する所得の額以上であるとき。

（助成の額）

第5条 市長は、助成対象者に係る医療費につき、助成対象者又はその保護者が一部負担金を支払った場合において当該支払額の3分の2に相当する額を助成するものとする。ただし、付加給付等があるときは、その額を控除した額の3分の2に相当する額を助成するものとする。

2 前項の助成額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

（受給資格者証の交付申請）

第6条 この条例による医療費助成金（以下「助成金」という。）の給付を受けようとする者は、市長に対し、別に定めるひとり親家庭等医療費受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）の交付を申請しなければならない。

2 前項の申請は、助成金の給付を受けようとする者が、ひとり親家庭の父又は母及びその者に扶養されている児童の場合にあっては当該ひとり親家庭の父又は母が、父母のない児童にあっては当該児童又は児童を扶養する者（以下「受給者」という。）がこれをしなければならない。

（受給資格者証の交付）

第7条 市長は、前条の規定により交付の申請があった場合において、この条例による助成金の給付を受ける資格があると認めるときは、受給資格者に対し、別に定めるところにより受給資格者証を交付するものとする。

2 受給資格の有無については、毎年8月1日現在で確認するものとする。

（助成金の給付）

第8条 助成金の給付は、受給資格者証の交付の申請をした日の属する月の翌月から、受給資格を失った日の属する月の末日までに受けた療養について行うものとする。

（受給資格者証の提示）

第9条 受給資格者が療養を受ける場合は、医療機関、指定調剤薬局等に対し、受給資格者証を提示しなければならない。

（給付の申請）

第10条 受給者が、助成金の給付を受けようとするときは、市長に対し、1月を単位として申請しなければならない。

2 前項の申請は、受給資格者が保険給付を受けた月の翌月から起算して1年を経過した日以後においてはすることができない。

(給付の決定)

第11条 市長は、前条の助成金の給付の申請を受けた場合は、内容を審査し速やかに決定するものとする。

(届出の義務)

第12条 受給資格者は、氏名、住所その他別に定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき、又は給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成金の給付を受けた者がいるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、助成金の給付事由が第三者の行為によって生じ、かつ、この条例による助成金を給付した場合において、給付を受けた者が第三者から同一の事由について損害賠償金の支払いを受けたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 この条例による給付を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の荒尾市母子家庭医療費助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年10月1日以後に行われた診療に係る医療費から適用する。

2 改正後の条例第3条の規定により新たに助成の対象となる者で、昭和60年6月30日までに当該者に係る助成資格者証の交付の申請を行った者についての改正後の条例第8条の規定の適用は、同条中「助成資格者証の交付の申請をした日の属する月の翌月」とあるのは「昭和59年10月」とする。

附 則（平成7年3月28日条例第9号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月30日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年 3 月28日条例第 9 号）

この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 3 月30日条例第11号）

- 1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 号の改正規定は、平成16年 8 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の荒尾市母子家庭医療費助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療に係る医療費から適用し、第 4 条第 2 号の改正規定により助成対象とならない者についての改正後の条例の規定は、平成16年 7 月31日以前に行われた診療に係る医療費まで適用する。

附 則（平成23年 3 月28日条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 平成23年 4 月 1 日において現にこの条例による改正後の荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）第 3 条の規定による助成対象者の要件に該当している者（この条例による改正前の荒尾市母子家庭医療費助成に関する条例の規定による助成対象者の要件に該当していない者に限る。）で、同年 7 月29日までに当該者に係る受給資格者証の交付の申請を行ったものに対する助成金の給付に関し、新条例第 8 条の規定を適用する場合においては、同条中「受給資格者証の交付の申請をした日の属する月の翌月」とあるのは、「平成23年 4 月 1 日」とする。

附 則（平成25年 3 月29日条例第15号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 9 月25日条例第37号）

この条例は、平成26年 1 月 3 日から施行する。